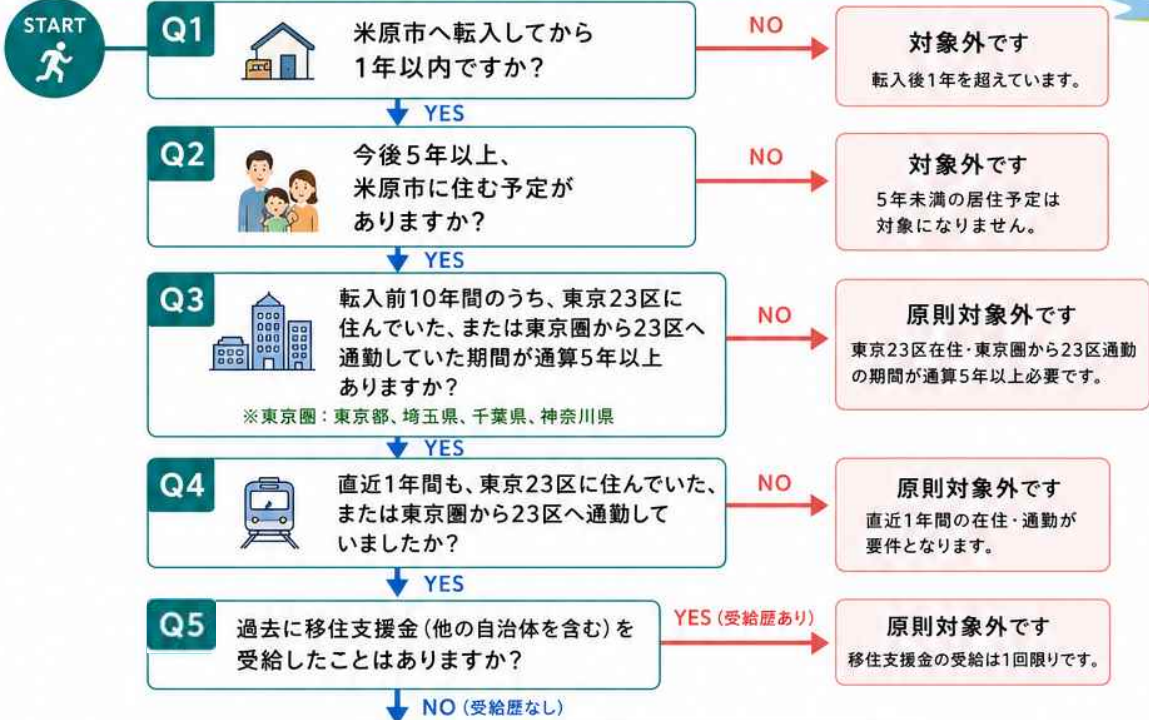
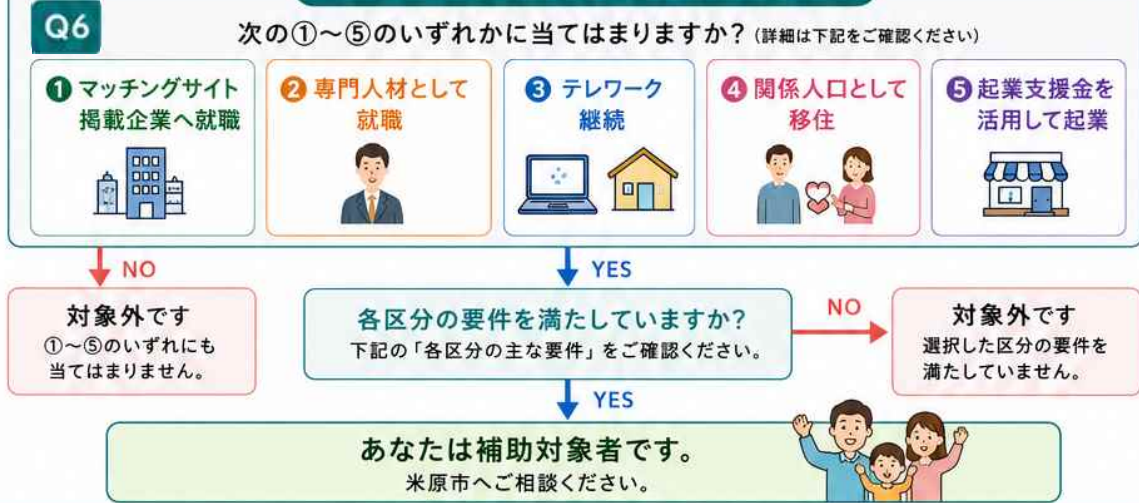


米原市移住支援金 申請チェックフローチャート

自分が対象になるか、以下の質問に沿ってご確認ください。



ここから「働き方等」の要件を確認します



各区分の主な要件（①～⑤の詳細）

<p>① マッチングサイト掲載企業へ就職</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県のマッチングサイトに掲載された求人へ新規就業 週20時間以上の無期雇用契約 申請日から5年以上継続して勤務する意思がある <p>※転勤、出向、出向元への雇用継続は対象外</p>	<p>② 専門人材として就職</p> <ul style="list-style-type: none"> プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業 申請日から5年以上継続して勤務する意思がある 	<p>③ テレワーク継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属先からの命令ではなく、自己の意思で移住 移住前からの業務を引き続き行う 恒常的にテレワークで勤務（原則週20時間以上） <p>※通勤との併用は対象外</p>	<p>④ 関係人口として移住</p> <p>A 過去に米原市と関わりがある （例：イベント参加、ふるさと納税、居住歴 など）</p> <p>+</p> <p>B 移住後に米原市で地域活動等に関与している （例：市内就業・起業、自治会活動、NPO活動、地域行事への参加など）</p> <p>AとBの両方を満たす必要があります</p>	<p>⑤ 起業支援金を活用して起業</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県起業支援金等の交付決定を受けて起業 事業を継続する意思がある
---	---	--	--	---

支給額

単身	世帯 (2人以上)	18歳未満の子ども1人につき
60万円	100万円	+ 50万円

5年以内に転出した場合は返還が必要です

- ・ 3年未満の転出 …… 全額返還
- ・ 3年以上5年未満の転出 …… 半額返還

⚠️ ご注意

申請には期限があります。転入後、必要書類をそろえた上でお早めにご相談ください。